

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨及び目的

山口県では、平成23年（2011年）3月、山口県循環型社会形成推進条例（以下「循環条例」という。）第8条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づいて「山口県循環型社会形成推進基本計画（第2次計画）」（計画期間：平成23～27年度（2011～2015年度））を策定し、本県における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところであり、着実に成果が上がっています。

また、平成25年（2013年）10月に、本計画の上位計画と位置づける「山口県環境基本計画（第3次計画）」を策定し、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を基本目標として、循環型社会形成だけでなく、再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策、環境関連産業の育成・集積、環境に関する人づくりなどの施策を展開しています。

さらに、新たな県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」（以下「県チャレンジプラン」という。）を平成27年（2015年）3月に策定し、人口減少・少子高齢化社会にあっても、元気な産業や活気ある地域社会づくりを推進しており、64の重点施策のひとつとして、循環型社会の形成に積極的に取り組んでいます。

国では、平成25年（2013年）5月、循環型社会形成推進基本法に基づいて、平成32年度を目標年度とする第3次の「循環型社会形成推進基本計画」（以下「国の循環計画」という。）が策定され、循環型社会の形成を一層推進するため、「質にも着目した循環型社会の形成」、「東日本大震災への対応」など、内容の充実・強化が図られたところです。

このような状況の中、県チャレンジプラン及びその地方創生に資する施策を戦略化した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りつつ、第2次計画を基に、県環境基本計画及び国の循環計画等を踏まえて、循環型社会の形成を一層進めていくために「山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）」を策定するものです。

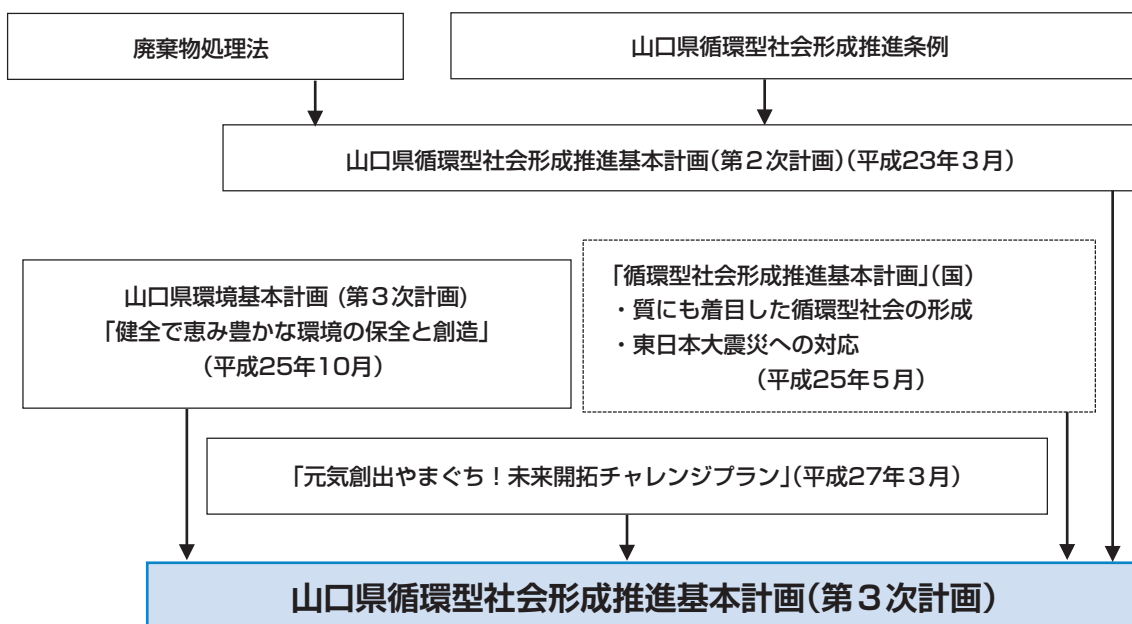


図1-1-1 本計画の相関図

## 第2節 基本的な視点

本計画は、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりに向けた取組とも連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の視点に基づく廃棄物の3R（発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））や廃棄物等の循環的利用の取組を通じ、本県の資源や特性を活かした全国に誇れるような環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進することにより、「活力みなぎる山口県」の実現を目指します。

～取組の基本的視点～

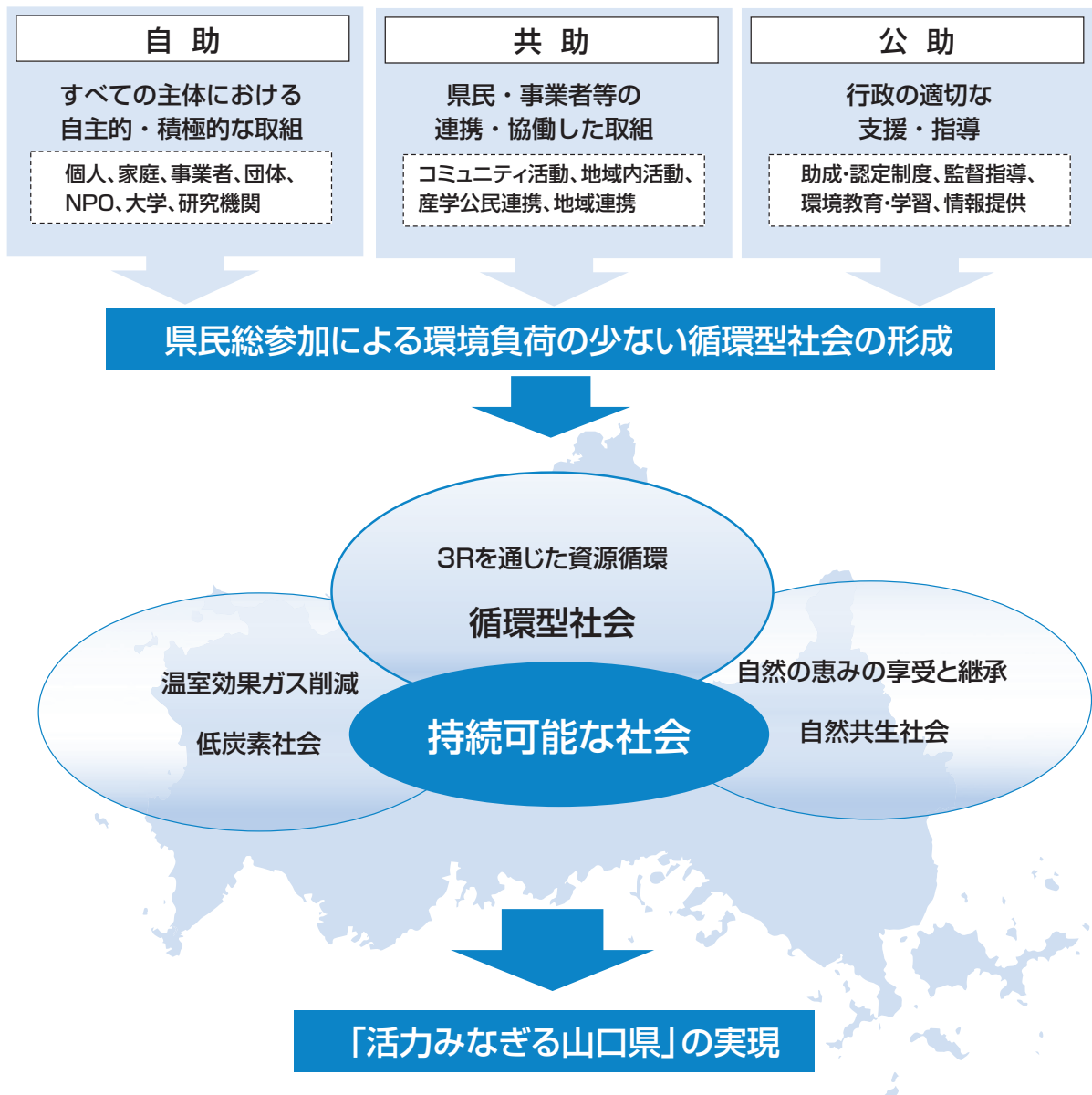


図1-2-1 取組の基本的視点

### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、循環条例第8条の規定に基づいて策定するとともに、国の廃棄物処理基本方針に即して、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画として位置づけるものです。また、国の循環計画や廃棄物・リサイクル関連法令の規定も踏まえて策定します。

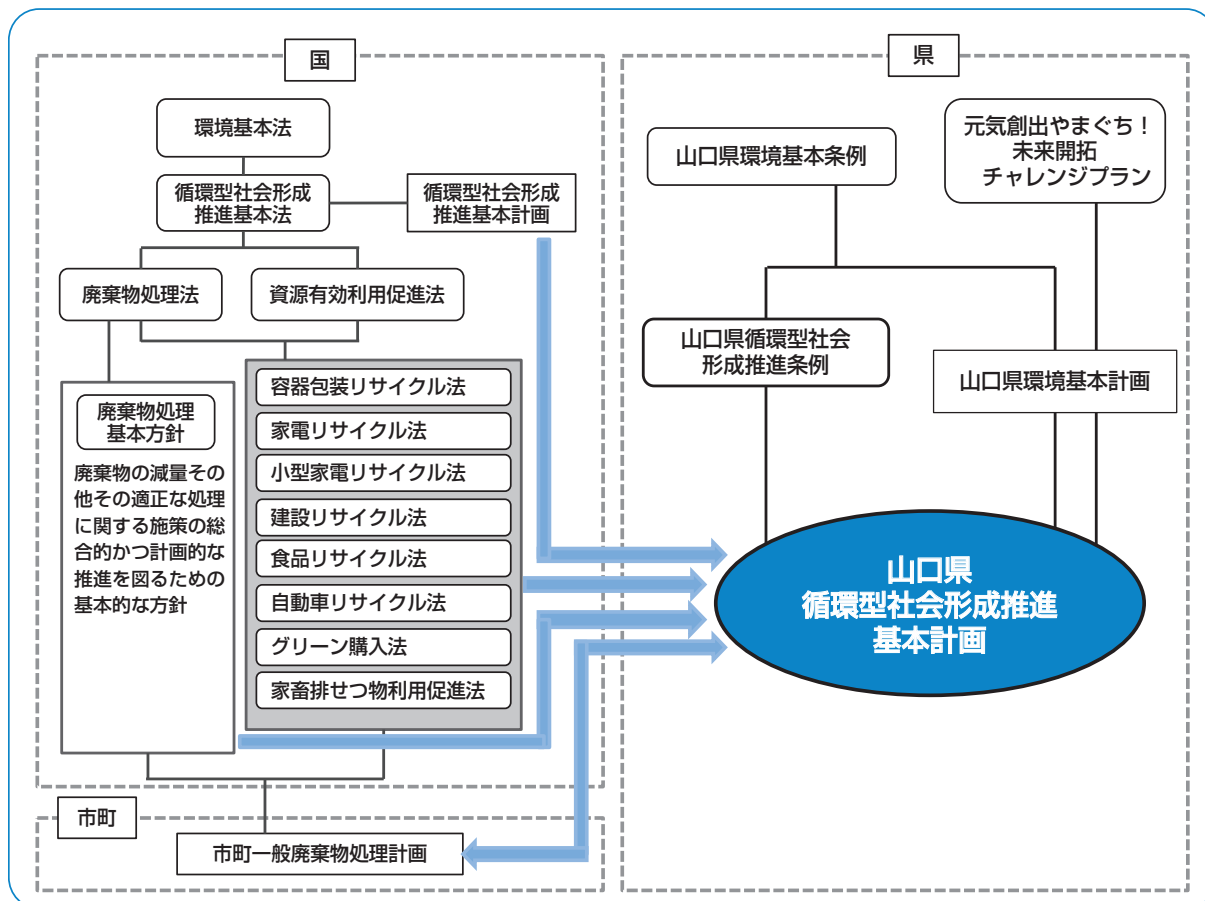


図1-3-1 計画の位置づけ

### 第4節 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

### 第5節 地域区分

本計画は、山口県内の全域を対象とします。

一般廃棄物に関する地域区分は、行政区域を基に処理実態等を考慮して7つの広域ブロック（岩国、柳井、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とし、産業廃棄物に関する地域区分は、行政区域を基に人口規模等を考慮して6つの地域（東部、周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門・萩）とします。

表1-5-1 ブロック・地域区分

一般廃棄物 ブロック区分	産業廃棄物 地域区分	人口 (人)	構成市町名
岩国	東部	144,239	岩国市、和木町
柳井		81,909	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南	周南	252,020	下松市、光市、周南市
山口・防府	山口・防府	311,066	山口市、防府市
宇部・小野田	宇部・小野田	259,509	宇部市、美祢市、山陽小野田市
下関	下関	270,943	下関市
長門・萩	長門・萩	89,252	萩市、長門市、阿武町
合計		1,408,938	13市6町

(出典)「人口移動統計調査(山口県)」(平成26年10月1日現在の人口)

## 第6節 対象とする廃棄物等

本計画の対象とする廃棄物等は、循環条例第2条第2項に規定する「廃棄物等」とします。「廃棄物等」には、廃棄物のほかに、竹材や間伐材等の林地残材、工場の製造過程で生じる副産物などの「未利用資源」も含まれます。

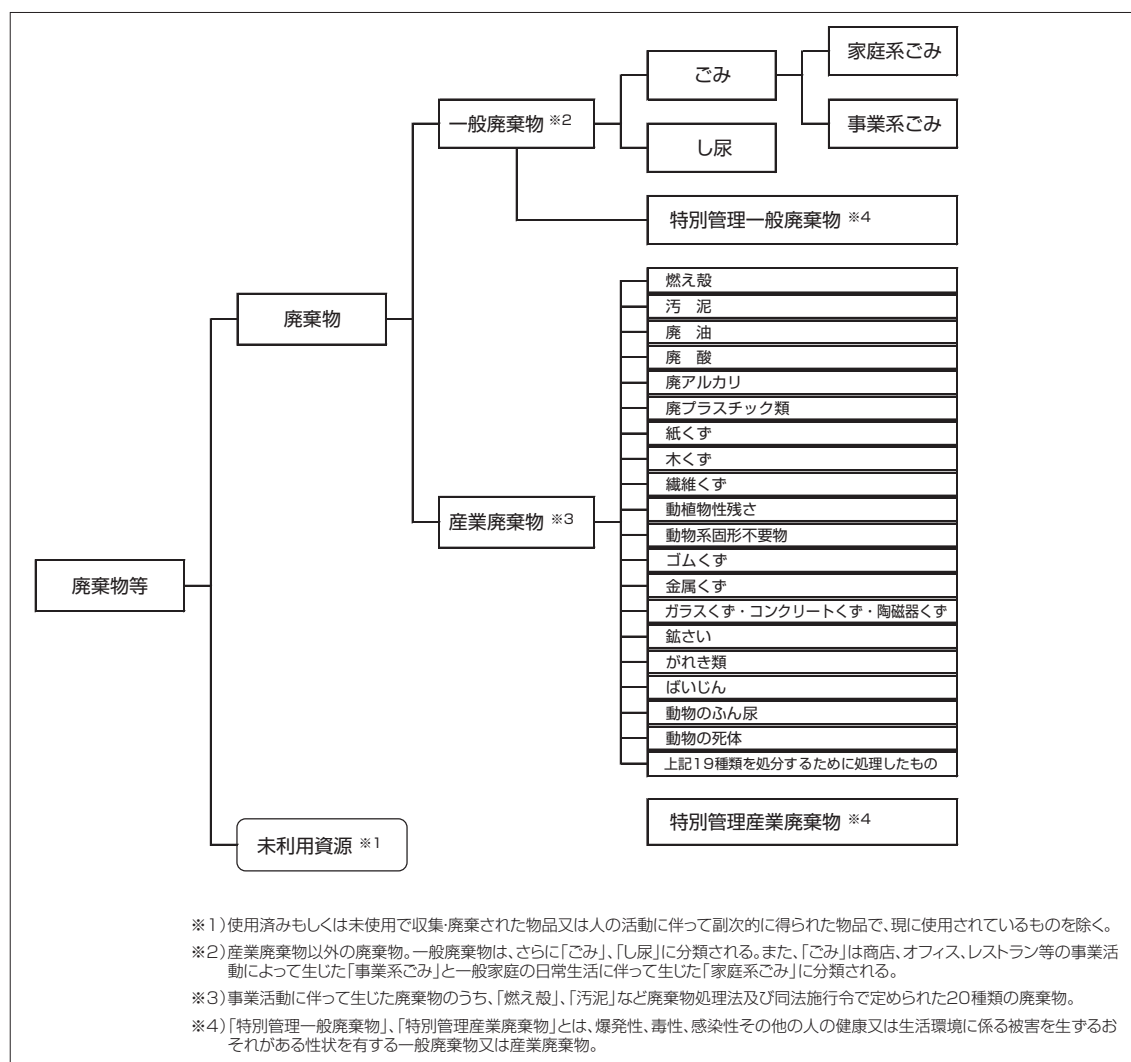


図 1-6-1 計画の対象とする廃棄物等